

(4) 中核機関の役割と具体的機能

中核機関の役割と具体的機能				今後の予定
中核機関の役割→	①地域連携ネットワークのコーディネート	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会等を含めた地域のネットワークの構築（権利擁護センターはネットワークの一部であるが、コーディネートは市の中核機関が担う）		○
	②協議会の事務局	現在の「権利擁護センター関係機関等連絡協議会」に金融機関、民生委員、自治会等必要機関を加え、協議会を発足（権利擁護センターは協議会の一員であるが、事務局は市の中核機関が担う）		○
	③専門職による専門的援助等の支援の確保	弁護士、司法書士、社会福祉士、医療関係者等からの支援の確保		○
中核機関の具体的機能	小項目	実施状況	中核機関取り組み内容予定	今後の予定
1 広報機能	・パンフレットの作成	×	成年後見制度 利用促進のパンフレット作成	○※
	・パンフレット等の配布	○	各相談窓口、関係機関、医療機関、店舗等で配布	○
	・市民、関係者向け講演会の開催	×	市民、関係者向け講演会の開催	○※
	・相談会の開催	○	市民、関係者向け相談会の開催	○
	・講座等の開催	○	市民向け講座等の開催	○
	・広報における各団体との連携	○	各相談窓口、関係機関、医療機関、福祉サービス事業者等との連携（地域連携ネットワークの活用）	○
	・チームに加わる（地域包括、介護保険関係者、市町村窓口等）関係者への広報	○	各相談窓口、関係機関、医療機関、福祉サービス事業者等への広報（事業者連絡会、関係機関等連絡会の活用）	○
	・制度について個別説明	○	相談があった際の個別説明	○
2 相談機能	・相談窓口の設置	○	中核機関としての相談窓口	○
	・成年後見制度に関するアセスメント、ニーズの精査 補助、保佐類型の利用も視野	○	相談があった際に実施	○
	・弁護士等の各専門職との相談支援体制の構築	○	各専門職との連携による相談支援体制の構築と弁護士による専門相談の実施	○
	・地域の各専門職との連携による被後見人等見守り体制の整備	○	福祉専門職、事業者、医療関係者等と連携をすることで、被後見人の発見と、見守り体制の構築	○
3 成年後見制度利用促進機能	・専門職後見人候補者の推薦・マッチング	×		実施予定
	・市民後見人受任調整	○		○
	・申立支援（親族・市長）	○		○
	・家庭裁判所との連携	○	地域連携ネットワークの中で課題等について意見交換、および協議会等に参加していただく。	○
	・担い手の育成、活動の促進・担い手の養成、実務経験を重ねる取り組み	○	養成研修の実施、地域福祉権利擁護事業の生活支援員としての実務経験を重ねる取り組み	○
	・法人後見の担い手の育成・活動支援	○	法人職員の養成研修への参加等	○
	・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）他、関連制度からのスムーズな移行	○	必要に応じて地域福祉権利擁護事業から移行	○
4 後見人支援機能	・市民後見人への支援	○	相談体制の構築、フォローアップ研修の実施	○
	・専門職後見人への支援	×		実施予定
	・親族後見人への支援	×		実施予定
	・市民後見人からの日常的な相談受付	○	相談が常にできる体制	○
	・適正な後見活動ができるための支援	○	市民後見監督人および、市民後見人への支援	○
	・チームに加わる関係者への研修	○	関係者に対する研修会の実施	○
	・家庭裁判所との連携	○	本人と後見人との関係がうまくいっていない場合等後見人の交代等に迅速、柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を実施	○
	・移行型任意後見契約発効の必要性への支援	×	任意後見契約の発効が必要な状況をチームの中で発見した場合には適切な利用につなげるよう支援を実施	実施予定
(5 不正防止効果)	・チームによる見守りにおける不正防止の視点。相談先の明確化	○	チームによる見守りの強化により見つけた場合の相談窓口機能	○

※「今後の予定」の欄については、○が継続実施、○※が新規実施を表しています。